

## 本市の高齢化の状況等について

## 1 全国における高齢化の状況

我が国の65歳以上の高齢者人口は、平成25年10月1日時点で、過去最高の3,190万人（前年3,080万人）を数え、総人口（1億2,730万人）に占める割合（高齢化率）は25.1%（前年24.2%）となり、4人に1人以上が高齢者という状況になっています。

また、高齢者人口のうち、65～74歳の前期高齢者は1,629万人、75歳以上の後期高齢者は1,561万人となり、総人口に占める割合はそれぞれ12.8%、12.3%となっています。

単位：万人（人口）、%（構成比）

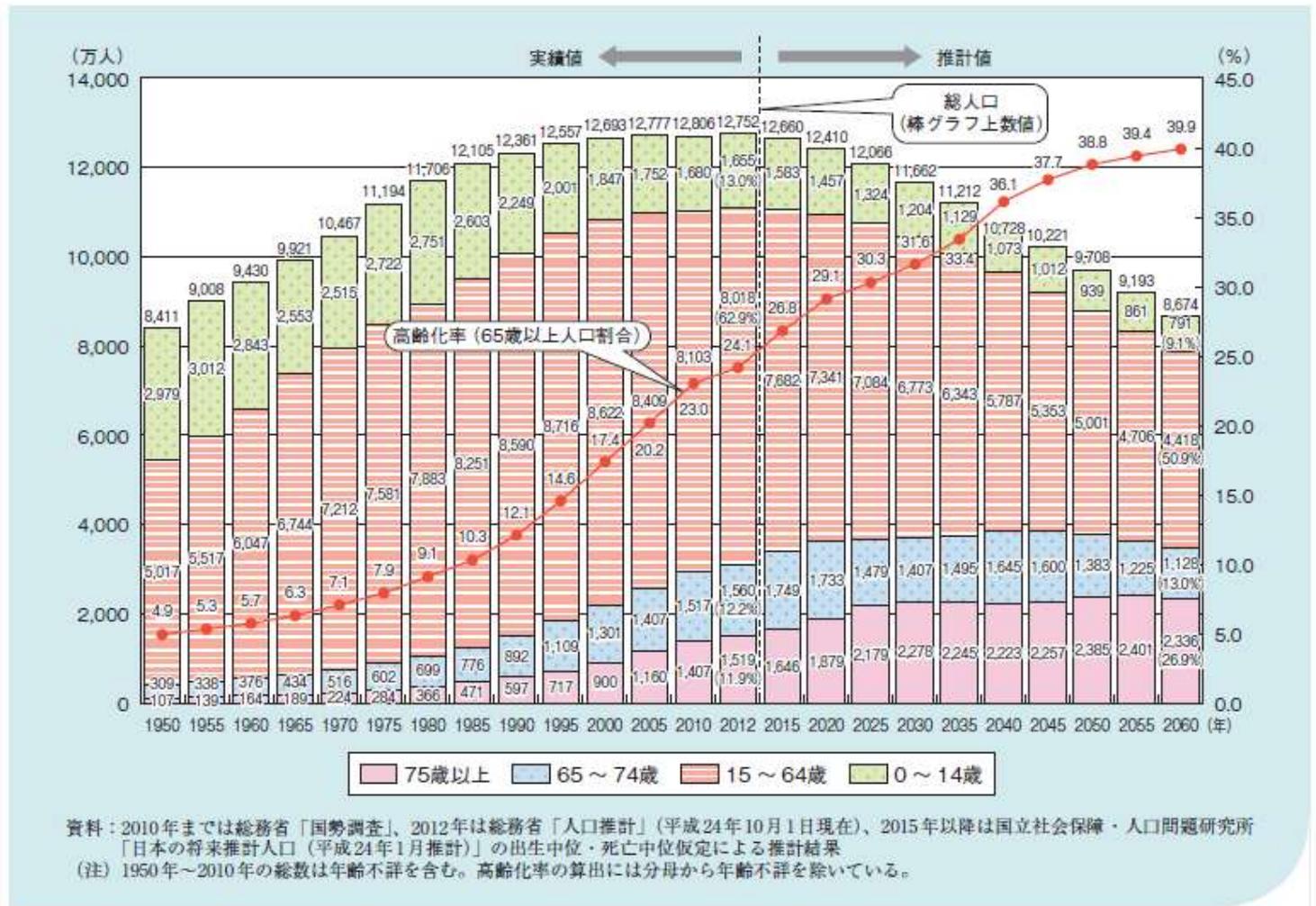
		平成25年10月1日			平成24年10月1日		
		総数	男	女	総数	男	女
人口	総人口	12,730	6,191	6,539	12,752	6,203	6,549
	高齢者人口(65歳以上)	3,190	1,371	1,819	3,080	1,318	1,762
	65～74歳人口(前期高齢者)	1,629	772	857	1,561	738	823
	75歳以上人口(後期高齢者)	1,561	599	962	1,519	580	939
	生産年齢人口(15～64歳)	7,901	3,981	3,920	8,018	4,038	3,980
	年少人口(0～14歳)	1,639	839	800	1,654	847	807
構成比	総人口	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	高齢者人口(高齢化率)	25.1	22.1	27.8	24.2	21.2	26.9
	65～74歳人口	12.8	12.5	13.1	12.2	11.9	12.6
	75歳以上人口	12.3	9.7	14.7	11.9	9.4	14.3
	生産年齢人口	62.1	64.3	59.9	62.9	65.1	60.8
	年少人口	12.9	13.6	12.2	13.0	13.7	12.3

\* 総務省「人口推計」(各年10月1日現在)より作成

### (1) 高齢化の推移と将来推計

今後、総人口は長期の人口減少過程に入らる中で、高齢者人口は、団塊の世代が65歳以上となる平成27(2015)年には3,395万人となり、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年には3,657万人に達すると見込まれています。

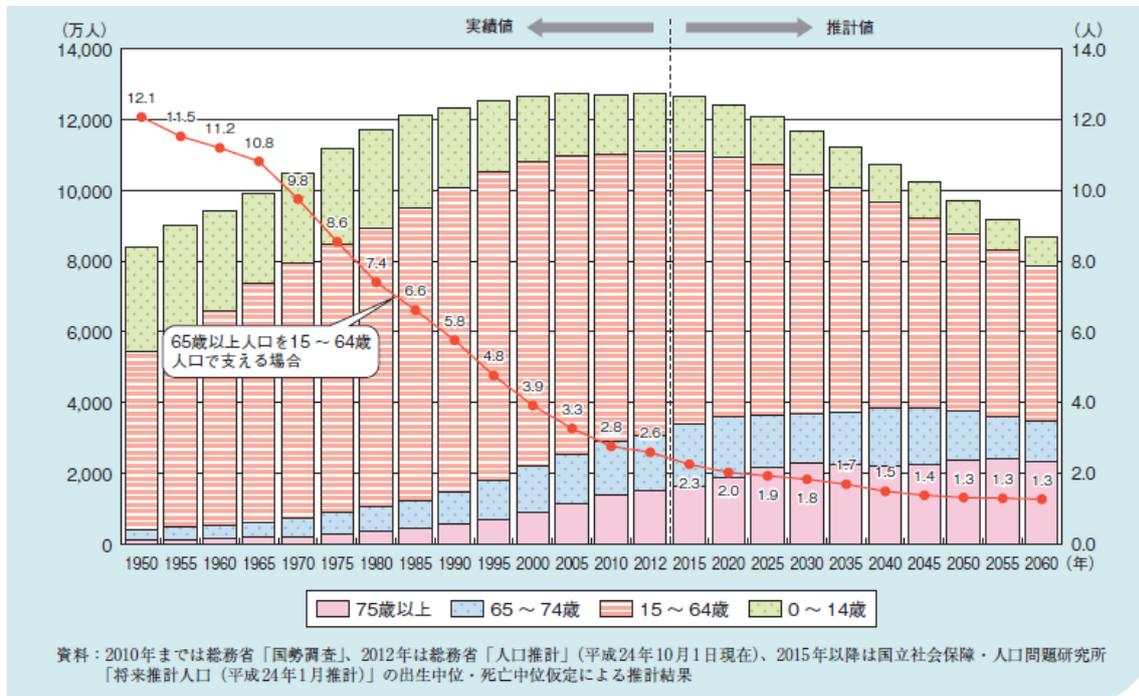
また、65～74歳人口(前期高齢者)は平成28(2016)年にピークを迎えますが、その一方で75歳以上人口(後期高齢者)は増加を続け、平成29(2017)年には前期高齢者を上回り、その後も増加傾向が続くものと見込まれています。



【出典】平成25年版高齢社会白書

## (2) 高齢者人口と生産年齢人口の比率

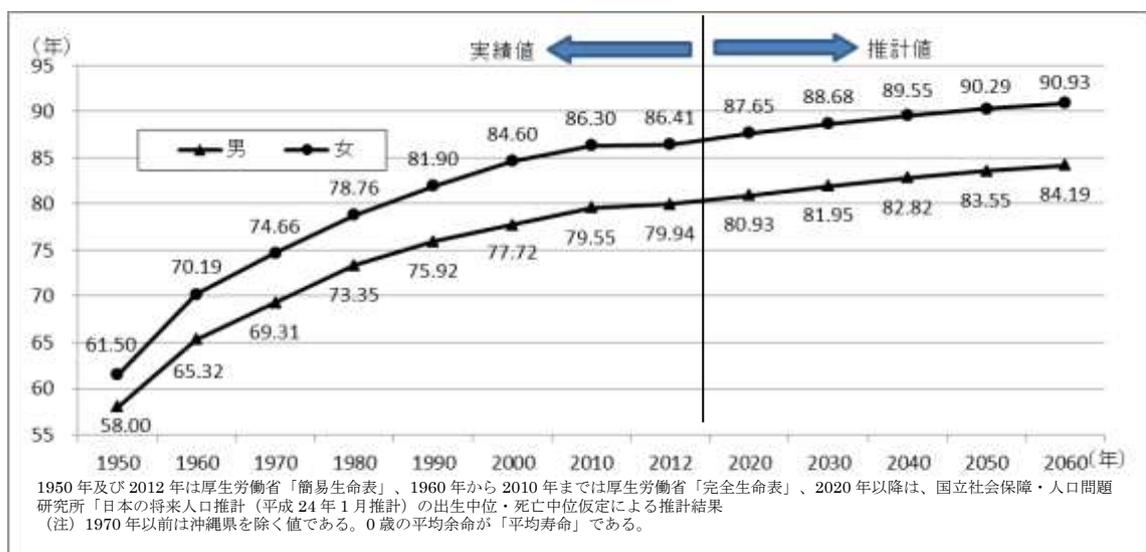
65歳以上の高齢者人口と15～64歳の生産年齢人口の比率は、平成24(2012)年では、高齢者1人に対して、生産年齢人口は2.6人になっています。今後、この比率は低下し、平成72(2060)年には、高齢者1人に対して生産年齢人口が1.3人の比率になると見込まれています。



【出典】平成25年版高齢社会白書

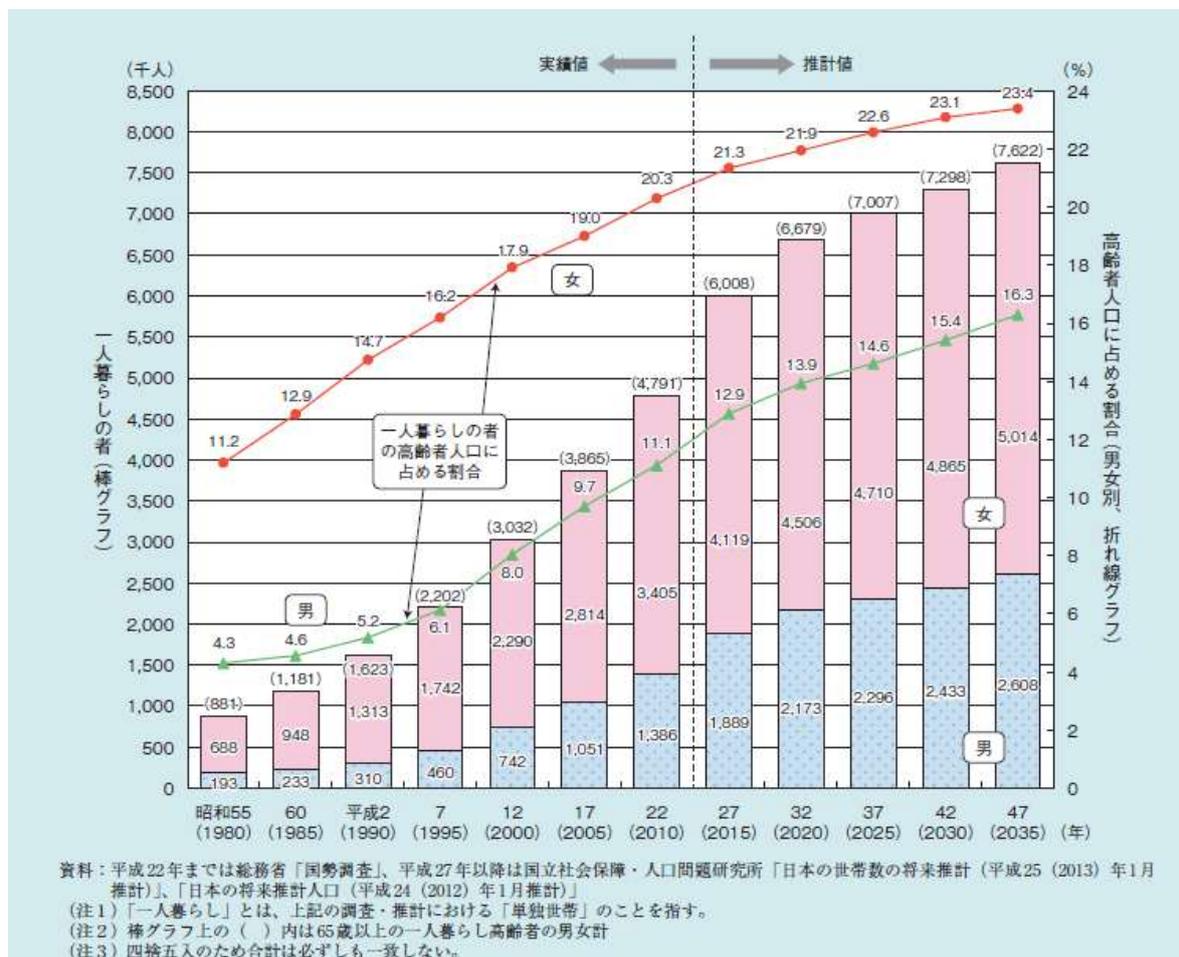
## (3) 平均寿命の推移と将来推計

我が国の平均寿命は、平成24(2012)年現在で、男性79.94歳、女性86.41歳となっており、今後、男女とも引き続き平均寿命は延びて、平成62(2050)年には、男性83.55歳、女性90.29歳となり、女性の平均寿命が90歳を超えることが見込まれています。



#### (4) ひとり暮らし高齢者の動向

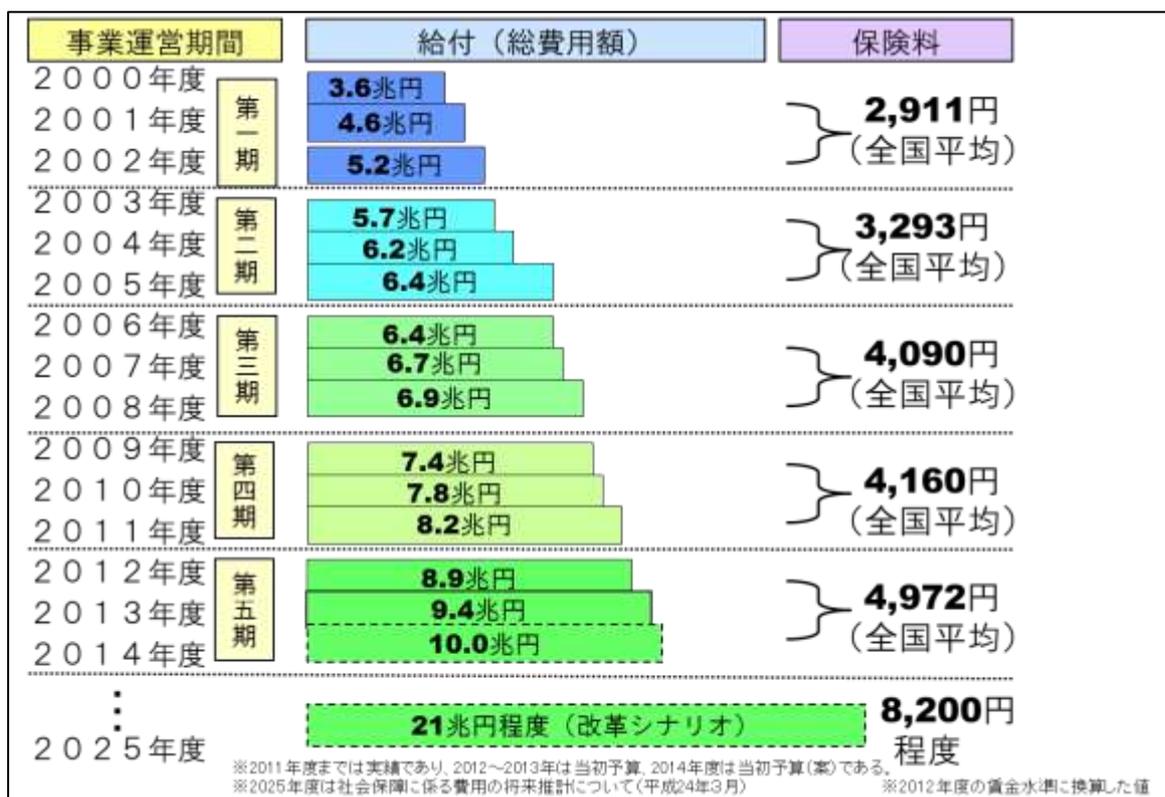
65歳以上のひとり暮らし高齢者の増加は、男女ともに顕著となると推計されており、平成37(2025)年には、全国で約701万人になるものと推計されています。



【出典】平成25年版高齢社会白書

### (5) 介護給付と保険料の推移

高齢化の進展により、介護給付も上昇の一途をたどっており、2025年には給付費が21兆円程度、介護保険第1号被保険者の保険料が全国平均で8,200円程度(現行の第5期は4,972円)となることが見込まれ、介護保険制度の持続可能性確保のための重点化・効率化が必要となっています。

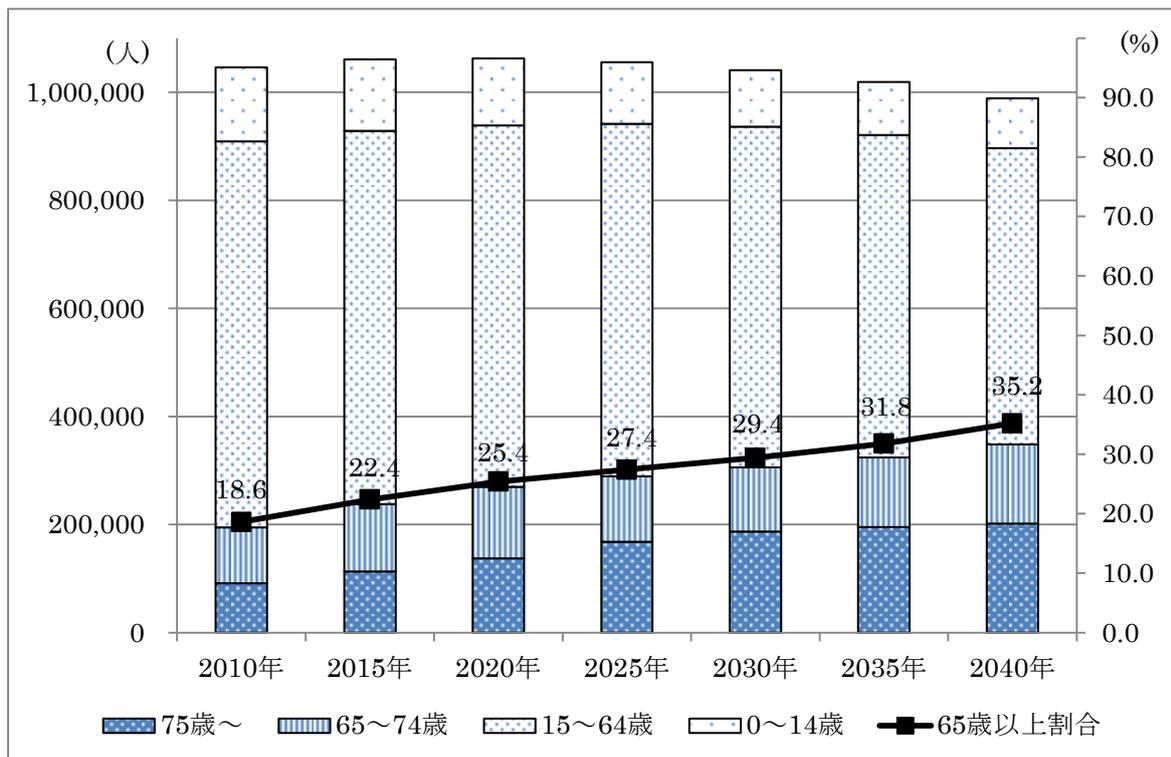


\*平成26年2月25日「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」  
 (厚生労働省老健局)より作成

## 2 本市における高齢化の状況

### (1) 将来人口の推移

全国的な傾向と同様に、仙台市においても、高齢化は、確実に進展しています。平成26(2014)年4月1日現在の65歳以上の高齢者人口は、21万6,548人(前年同期20万7,337人)となり、人口全体(104万6,192人)に占める割合(高齢化率)は、20.7%(前年同期19.96%)と、20%台に乗りました。



\* 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (H25.3)」より作成

## (2) 中学校区別高齢化率

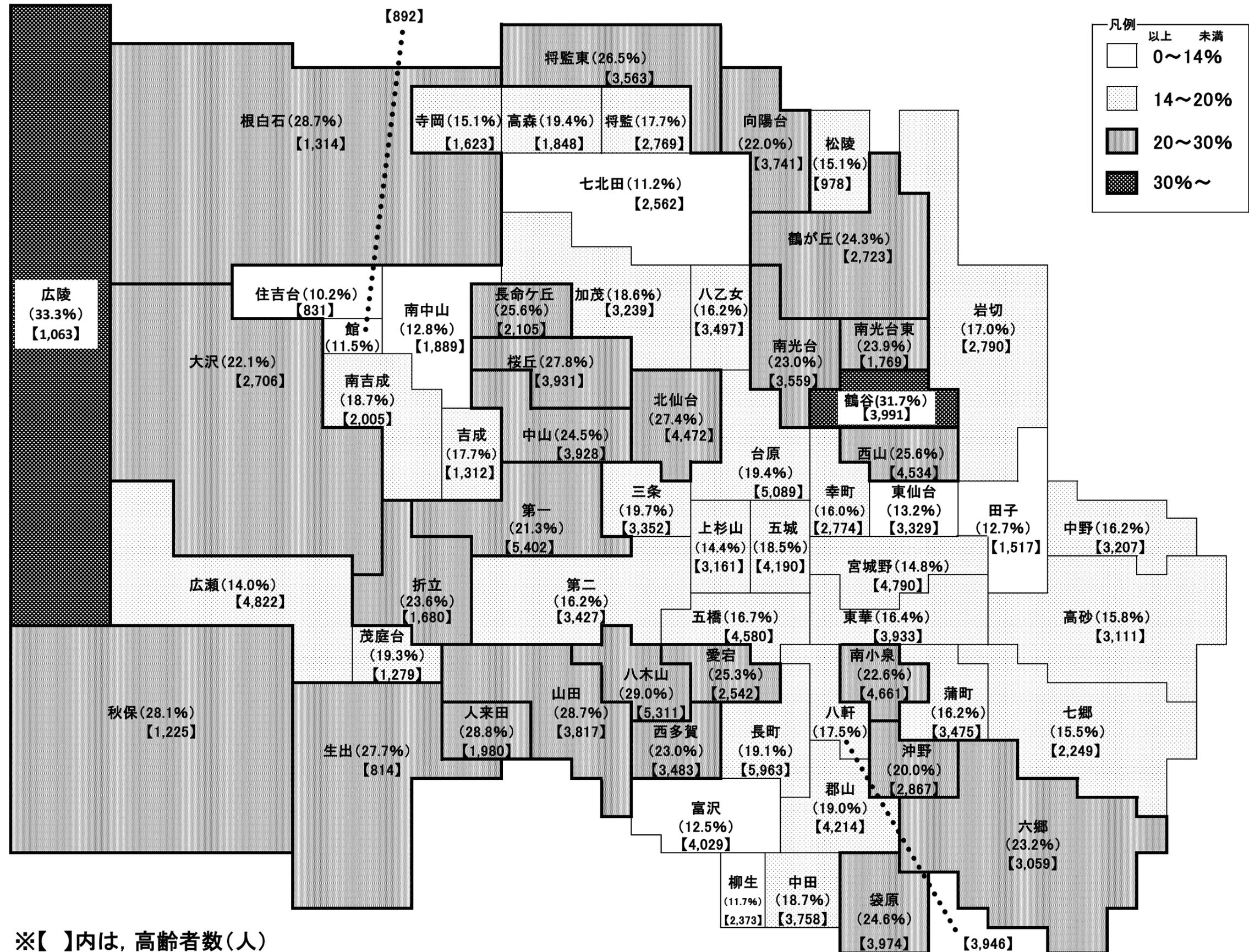
平成 26 年 4 月 1 日現在の中学校区別の高齢化率と高齢者人口は、8 ページのとおりとなっています。9 ページの平成 23 年 10 月 1 日現在と比較すると、全区区において高齢化率は上昇しています。

### <参考>中学校区と日常生活圏域について

本市では、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等サービスを提供するための施設の整備状況等に加え、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、保健福祉や医療関連施設さらに民生委員・町内会・ボランティアなど人的資源の存在等を総合的に勘案し、「中学校区」を介護保険事業計画における日常生活圏域として設定しています。



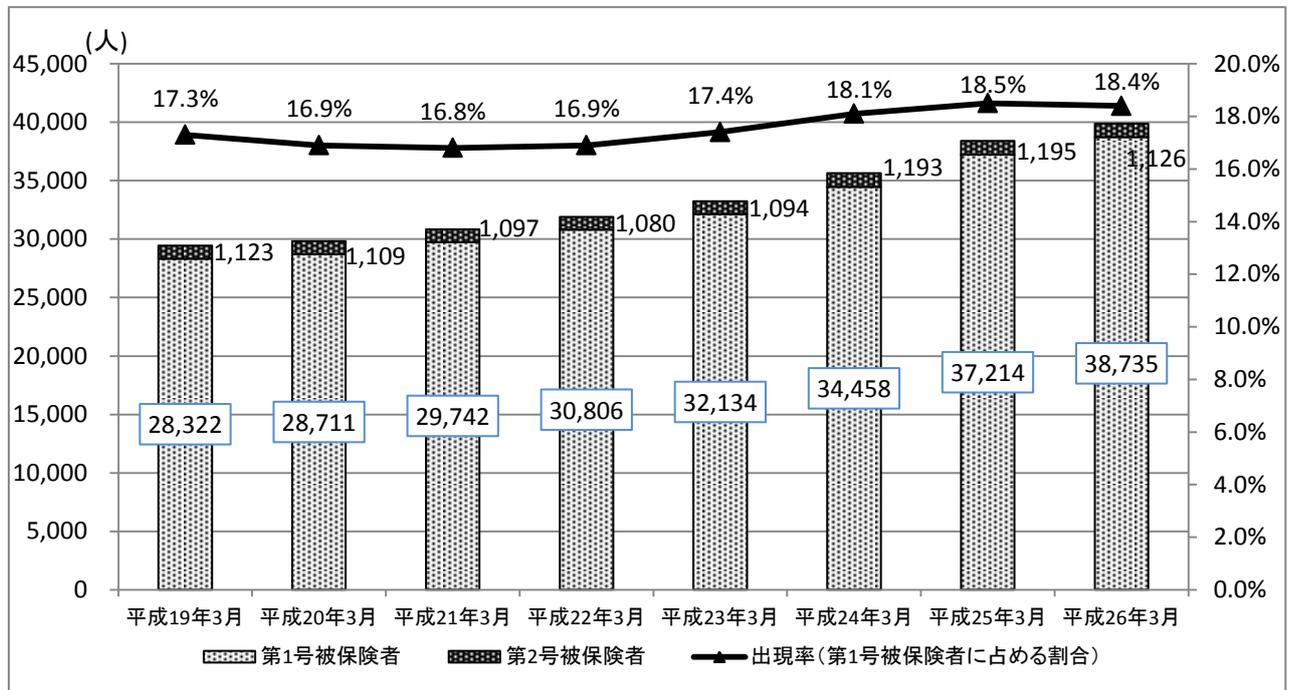
# < 中学校区別高齢化率(平成23年10月1日現在) >



※【 】内は、高齢者数(人)

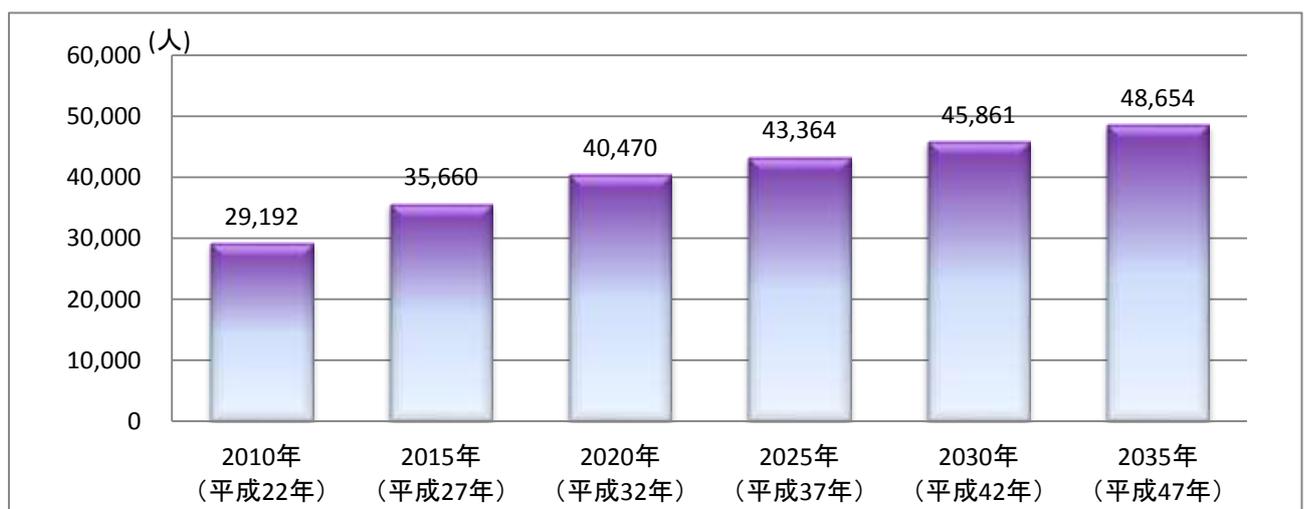
### (3) 要介護・要支援認定者数の推移

本市の要介護・要支援認定者数は、平成26年3月末時点で39,861人、そのうち第1号被保険者（65歳以上の方）が38,735人となっています。今後も、高齢者数の増加に伴い、認定者数の増加傾向が続くことが見込まれます。



### (4) 認知症高齢者数の推移

厚生労働省の研究班の調査によると、65歳以上の高齢者の約15%が、認知症高齢者と見込んでいます。これを本市に当てはめた場合、平成27(2015)年には約3万6千人、10年後の平成37(2025)年には約4万3千人になることが予想されます。



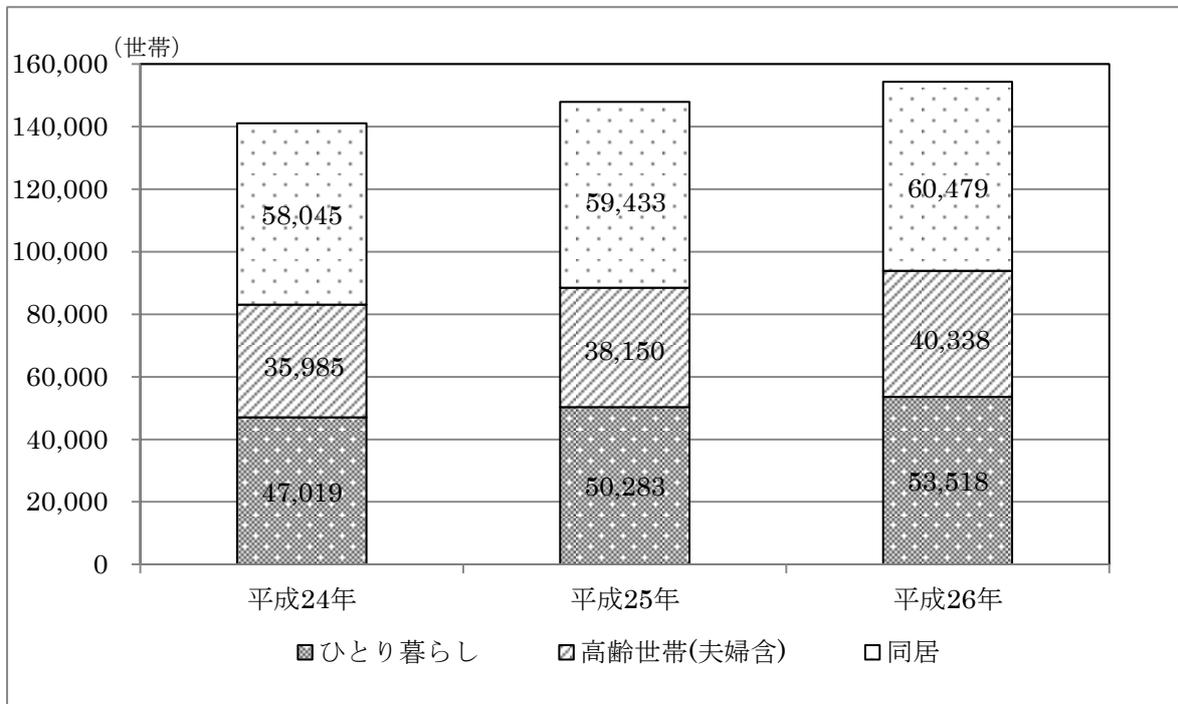
\* 65歳以上人口（国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（H25.3）」）を基に、厚生労働省の研究班の調査による認知症高齢者の割合（15%）を用いて推計

(5) 在宅高齢者の世帯状況

本市のひとり暮らしの方や、65歳以上の方のみで構成される高齢世帯は、徐々に増加しています。

○65歳以上の高齢者を含む世帯の状況

(各年4月1日現在)



\*住民基本台帳から抽出したデータにより作成

(※平成25年4月1日以前は、旧外国人登録分を含まない)

### 3 介護保険制度改正の概要

近年の急速な少子高齢化の進展による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少に伴い、社会保障制度に係る負担が増加していることから、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革が進められています。

平成 25 年 12 月には、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立し、これに基づき、平成 26 年通常国会において、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」が審議されています。

この法律案には、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、介護保険法の改正が盛り込まれています。

#### 介護保険制度の改正案の主な内容について

##### 【1】地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、  
医療、介護、介護予防、生活支援を充実。

##### サービスの充実

###### ○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化

##### 重点化・効率化

###### ①全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、 多様化

- \*市町村の円滑な移行を考慮し、平成 29 年 4 月まで事業開始の猶予期間を設定。
- \*介護保険制度内でのサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
- \*見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間事業者等による多様なサービスの提供が可能。また、高齢者が生活支援等の担い手になることも想定。

###### ②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護 3 以上に限定（既入所者は除く）

- \*要介護 1・2 でもやむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難な場合は、市町村の関与の下、特例的に入所を認める。

## 【2】費用負担の公正化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

### 低所得者の保険料軽減を拡充

#### ○低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- ・給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大

\*軽減例：年金収入80万円以下 5割軽減 → 7割軽減に拡大

\*軽減対象：市町村民税非課税世帯（65歳以上の約3割）

### 重点化・効率化

#### ①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ

- ・2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20%とした場合、合計所得金額160万円（年金収入のみの単身世帯の場合280万円）以上。  
ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
- ・医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ。

#### ②住民税非課税世帯の施設利用者の食費・居住費を補助する「補足給付」の要件に資産を追加

- ・預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外
- ・世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外
- ・給付額の決定に当たり、非課税年金（遺族年金・障害年金）を収入として勘案

\*平成26年2月25日「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」  
（厚生労働省老健局）より作成